

資金移動業の廃止に伴う資金の返還に関する公告
当社は、資金決済に関する法律に基づく第二種資金移動業を営んでおりましたが、令和八年六月三十日をもって当該資金移動業の全部を廃止いたしました。

当社は、当該資金移動業として行った為替取引に關し負担する債務について、その履行を完了するため、債権者に対する通知その他必要な措置を講じ、資金の返還に努めてまいりました。

しかしながら、令和八年九月三十日までの返還申出期間を経過した現在においても、債権者からの返還請求がないこと、振込先口座情報が入力不足していること、その他当社の責めに帰することができない事由により、一部の債務についてその履行を完了することができておりません。

つきましては、当該債務に係る債権者は、当該債務について左記のお問い合わせ窓口までお申し出ください。

当社は、資金決済に関する法律、同法施行令及び関係法令に基づき、当該債務に係る債権者の権利を保護するため、所定の手続を行うこととしております。

記

一 お問い合わせ窓口

会社名 メトロレミッタンスジャパン株式会社
電話番号 〇五〇七八五―二三六一
(受付時間 平日午前九時から午後三時まで)
電子メール nj.operation@metro-ri.co.jp
ウェブサイト <https://www.metro-ri.co.jp/>
※令和八年八月三十一日をもって事務所を閉鎖しているため、来訪による受付は行っておりません。
令和八年十月一日
関東財務局長登録資金移動業者
第〇〇〇三四号
メトロレミッタンスジャパン株式会社
代表取締役 松田 守司

限定責任信託終了の公告

当信託は信託行為の定めるところにより終了しましたので当信託に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。
令和八年十月一日
東京都千代田区麹町四丁目八番地麹町クリスタルシティ九階
杉並浜田山四丁目ほがかりバースモー
グージ限定責任信託
清算受託者 ほがらか信託株式会社
代表取締役 中村 雅男

任意清算公告

当法人は、令和八年九月一日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十月一日
東京都目黒区下目黒一丁目五番二二号目黒DKウエスト七〇三号室
弁護士法人オーシャン
社員 梶田 潤

任意清算公告

当法人は、令和八年九月三十日をもって解散し、税理士法第四八条の二十一第二項において準用する会社法第六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和八年十月一日
北九州市小倉南区徳力新町二丁目一三番二四号
APG税理士法人
社員 佐藤 博勝

取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

記

一、取得する取得条項付新株予約権 当社発行の第二回新株予約権、第四回新株予約権、第六回新株予約権及び第七回新株予約権のうち、令和八年十月一日現在において当社の取締役又は従業員としての喪失により、行使不能となった新株予約権の全部(第二回新株予約権二千六百個、第四回新株予約権千個、第六回新株予約権九百個及び第七回新株予約権千四百個)
二、取得の日 令和八年十月十六日
令和八年十月一日
東京都千代田区大手町二丁目二番一号
株式会社クリーンエナジーコネクト
代表取締役 佐藤 朗南

取得条項付新株予約権の取得及び取得日の通知公告

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権 当社発行の第一回新株予約権のうち、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問、若しくはその他これに準ずる地位のいずれの地位も有しなくなった者が有する新株予約権の全部(二千八十五万個)
二、取得の日 令和八年十月十六日
令和八年十月一日
愛媛県松山市北井門二丁目二番五号
株式会社コロポハウス
代表取締役 松坂 直樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億六千五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和八年九月二十四日付官報の号外第二二一号一一頁に掲載されております。
令和八年十月一日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一階
ショールーム特定目的会社
取締役 小澤 徹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千五百万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和八年九月二十四日付官報の号外第二二一号一一頁に掲載されております。
令和八年十月一日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一階
ティーマスター・ワン特定目的会社
取締役 小澤 徹

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二千万円減少することいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の要旨は令和八年九月二十四日付官報の号外第二二一号一一頁に掲載されております。
令和八年十月一日
東京都千代田区霞が関三丁目二番六号東京倶楽部ビルディング一階
ティーマスター・ワン特定目的会社
取締役 小澤 徹

正 誤

令和六年三月二十九日(号外第七十九号)公布外務省令第三号(外務省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令)(原稿誤り)
二二二ページ終りから八行目の附則の前に次を加える。
第十五条の次に次の別表を加える。
同ページ終りから一行目から六行目の別表を終りから八行目の附則の前に移動する。

ページ段 行 誤 正

令和六年六月二十一日(号外第三十五号)外務省告示第七十七号(国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件の一部を改正する件)(原稿誤り)

二下 一八八

ALL

令和八年六月五日外務省告示第九十五号(国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資金凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件の一部を改正する件)(原稿誤り)

二上 一五

ALL

MATEO ANDRES DUQUE BOTERO
MATEO ANDRES DUQUE BOTERO